島根県院内感染制御ネットワーク要綱

(名称)

第1条　本ネットワーク組織の名称は、島根県院内感染制御ネットワーク（以下、「感染ネットワーク」）と称する。

(目的)

第2条　病院、在宅医療、介護施設など、人が施設間を移動する機会が増えてきている現状から、医療施設内の院内感染対策を中心とし、島根県全体で感染制御について連携・支援を行う体制を構築する。

(組織)

第3条

感染ネットワークは、次に掲げる島根県内の施設により組織する。

ア 病院

イ 診療所

ウ 老人保健施設

エ　老人福祉施設

オ　在宅医療関連施設

カ　薬局

キ　島根県健康福祉部医療政策課

ク　県内各保健所

ケ　島根県保健環境科学研究所

コ その他　参加を希望し、会議で承認された組織

(専門相談員)

第4条

　 （１）専門相談員は、感染防止加算のある医療施設において、実質的に感染制御の活動に関わる医師, 看護師・薬剤師・臨床検査技師が担当するものとする。

（２）ICDなどの認定資格の有無を問わない。

（３）各施設の感染に関する委員会等により選任または退任する。

(活動)

第5条

　（１）相談事業

　　専門相談員は、参加施設からの感染制御に関する相談に対し、適切に助言を行うものとする。

助言には、各種学会ガイドラインや他の専門相談員の推薦などがあってもよい。

　（２）研修事業

　　各施設が実施する感染制御に関する研修のうち、感染ネットワークの共催が可能なものについては、研修主催施設外から参加できるものとする。

　（３）その他

感染ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(会議)

第6条

（１）感染ネットワーク会議を毎年1回行う。

　（２）テレビ会議参加を認める。

(事務局)

第7条　感染ネットワーク事務を処理するため、島根大学医学部附属病院感染制御部に事務局を設置する。

(個人情報の取扱い)

第8条　参加施設は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定ならびに各施設における規定を遵守し、本ネットワークの実施により知り得た個人情報を、本事業の目的以外に利用及び漏洩してはならない。

(施設情報の取扱い)

第9条　本ネットワークの実施により知り得た施設情報を、本事業の目的以外に利用及び漏洩してはならない。

(附則)

この要綱は、平成３０年９月２３日から施行する。